

「PFASを取り巻く最新情報と企業の対応方向」

エンバイロメント・ジャパン株式会社(EJKK)
代表 玉虫完次 (Kanji Tamamushi, Ph.D.)

講師紹介 エンバイロメント・ジャパン株式会社(EJKK) Environment Japan K.K.

玉虫完次

Kanji Tamamushi, Ph.D.

エンバイロメント・ジャパン(EJKK)

代表

海外化学物質規制・環境法規制対応エキスパート



【経歴】

米国バンダービルト大学大学院で化学を専攻。フタル酸エステルや農薬などの分析および地下水汚染・土壌汚染浄化方法の研究でPh.D.を取得。

ケミカルアブストラクツサービス(CAS、米国化学学会)、米国松下電器、P&G(F.E.)、米系大手環境コンサルティング会社を経て、2010年に東京にエンバイロメント・ジャパン株式会社を設立。滞米25年の業務経験を生かした、製品関連化学物質規制診断、EHSコンプライアンス監査、M&A環境デューデリジェンス、米国TSCA新規化学物質申請、米国FIFRA抗菌剤申請や欧州REACH規則、RoHS指令などの化学物質規制コンプライアンスなどを主たる業務分野としてコンサルティングサービスを提供。


主要著作として、『製品含有化学物質のリスク管理、情報伝達の効率化、第3節 米国の化学物質規制(連邦法、州法)の最新動向と企業対応』(株式会社技術情報協会、2017年)、『国内外各国におけるSDS/ラベル作成の実務(2021年版)第3章米国』(株式会社情報機構、2021年)を執筆。

＜その他所属＞

- JETRO 2023年度新輸出大国コンソーシアムパートナー
- Sphera Solutionsパートナー(欧米REACH, RoHS, TSCA, Prop65規制対応電気電子機器化学物質情報伝達ツールBOMcheck普及、米国OSHA・HCS準拠マルチ言語対応SDSソフト普及に取り組む)などを務める。

米国へ成形品を輸出するにあたり、何を準備しますか？

- 成形品に含有する化学物質規制が強化されます。
- アーティクル(成形品)免除が見直しされます。
- 今まで免除されていたため規制されていなかった成形品含有化学物質が規制されます。
- コンプライアンス(法令遵守)が不可欠です。
- コンプライアンスにはサプライチェーンマネジメントが必要になります。
 - 化学物質情報(化学物質名、CAS番号、含有量、安全性など)が必要になります。
 - 部品に含有する化学物質情報を把握していますか？



PFAS
PIP(3:1)
BPA...

法規制の体系 連邦法と州法の関係

■ 連邦法

- 全米をカバー

■ 州法

- 連邦政府のガイダンスに従うケース
- 州独自で規制するケース

■ 重複する場合

- 州法と連邦法の両方が適用される場合、一番厳しい規制が適用される

■ 所轄、法規制集 (CFR)

化学物質関連

- 連邦環境保護庁 EPA

- 40 CFR xxx

- 連邦労働安全衛生局 OSHA

- 29 CFR xxx

- 連邦食品医薬品局 FDA

- 21 CFR xxx

- 連邦運輸局 DOT

- 49 CFR xxx

- 州法

- カリフォルニア州など

法規制名（管轄省庁）		主な規制
国際法	バーゼル条約	有害廃棄物の越境移動とその破棄処分についての国際法： 未批准
連邦法	連邦環境法 (EPA)	<p>40 CFR:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 改正TSCA(有害物質規制法) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新規化学物質申請(製造前届出PMN、少量免除届出LVEなど) ➢ 既存化学物質申請(重要新規利用SNUR) ➢ インベントリーリセット(アクティブリスト、インアクティブ登録) ➢ ケミカルデータレポート(CDR)報告書 ➢ 新規化学物質申請登録複合木材製品からのホルムアルデヒドの放散規制 • FIFRA: 殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 除菌剤、除菌装置も規制対象 • その他: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 省エネラベル(エネルギースター)、自然保護、環境汚染防止、汚染浄化、許認可申請、工場操業規制など
	連邦労働安全衛生法 (OSHA)	<p>29 CFR:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 労働者を有害化学物質暴露から守ることを目的とする規制 • 危険有害性周知基準(HCS)...GHS準拠SDS、OSHAラベル表示 (第7版へ更新予定)
	国土安全保障省 (DHS)	<p>8 CFR:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 化学品の輸出・輸入、テロに使用される可能性のある化学品の製造・保管などを規制 (TSCA証明書)
	消費者製品安全委員会 (CPSC)	<p>16 CFR</p> <ul style="list-style-type: none"> • 消費者製品安全関連規制 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者を安全でない製品から守ることを目的
	連邦食品医薬品局 (FDA)	21 CFR: 食品、医薬品、化粧品関連規制

**有害物質規制法
(TSCA)**

商業用化学物質など
インク、トナー、塗料、接着剤、溶剤、レジン、剥離剤、重合開始剤、
洗浄剤、セメント、吸着剤、触媒、セラミックス、ナノマテリアル等の
(注: 殺虫剤、食品、食品添加物、医薬品、化粧品、放射線物質、
タバコ、軍需品などはTSCA適用外)

**連邦殺虫剤・殺菌剤・
殺鼠剤法 (FIFRA)**

殺虫剤、殺菌剤、除草剤、抗菌剤、枯葉剤、除菌剤、殺鼠剤など
(注: 中間体や不活性物質はFIFRA対象外であり、TSCA対象となり得る。)
除菌剤も対象

**連邦食品・医薬品・化
粧品法 (FDAC)**

食品、食品添加物、食品接触材、医薬品、医療機器、化粧品、
保湿剤、シャンプー、歯磨き粉、医療目的の消毒剤など

米国法規制マップ

米国進出準備 規制適合性調査 輸出製品製造

- 化学品規制**
 - EPA/TSCA/PMN/SNUR 化学品
 - EPA/FIFRA 除菌剤
 - CPSC/CPSIA 消費者製品
 - FDA/FDCA 食品・医薬品・化粧品
 - その他
- 製品・成形品規制 使用制限・禁止物**
 - TSCA/SNUR
 - PBT/PIP(3:1)
 - PFASなど
 - その他、FDAなどでの規制
- 州法**
 - カリフォルニア州プロポジション65対応暴露警告ラベル
 - 使用制限・禁止化学物質
 - 販売禁止製品
 - その他

米国 輸入

原材料・部品・製品

- 化学品または成形品のコンプライアンス**
 - TSCA/PMN/LVE/SNUR申請登録
 - TSCAインベントリー通知
 - FIFRA登録/登録番号
 - CDR報告(次回2024年)
 - OSHAラベル
 - DOTラベル
 - TSCA証明書
 - SDS(米国OSHA/HCS対応)
 - ホルムアルデヒド放散規制対応ラベ
 - カリフォルニア州プロポジション65対応暴露警告ラベル
 - リサイクル法
 - 容器包装使用禁止物
 - 製品登録
 - 流通禁止製品
 - 電気安全(UL規格)
 - その他、輸入製品の事前通知など

米国工場

- 環境法(EPA)**
 - 大気浄化法(CAA)
 - 水質浄化法(CWA)
 - 資源保護回復法(RCRA)(有害廃棄物法とも呼ばれる)
 - 有害物質規制法(TSCA)
 - 漏れ防止・コントロールおよび対策に関する規制(SPCC)
 - その他(州法を含む)

- 労働安全衛生法(OSHA)**
 - 危険有害性周知基準(HCS/SDS)
 - ロックアウト・タグアウト
 - 閉鎖空間への出入り
 - 個人用保護具
 - 呼吸器保護
 - ホットワーク
 - フォークリフト
 - 転倒防止
 - メディカルレコード
 - マシーングード
 - その他

流通(倉庫 サービスセンター)

- 流通関連規制**
 - 労働安全衛生法(OSHA)
 - 危険有害性周知基準(HCS/SDS・ラベル)
 - 作業員の安全・衛生保護
 - 資源保護回復法(RCRA)(有害廃棄物法とも呼ばれる)
 - 運輸法(DOTラベル)

使用済み製品

- 使用済み製品関連規制**
 - 資源保護回復法(RCRA)
 - ユニバーサル廃棄物規則
 - 容器包装法(州法)
 - 廃電気電子機器リサイクル法(州法)
 - 拡大生産者責任(州法)

米国輸入業者: 規制対応責任

JAPAN

USA

英語の略語

▪ EPA Environmental Protection Agency	環境保護庁
▪ TSCA Toxic Substances Control Act	有害物質規制法
▪ PMN Pre-manufacture Notice	製造前届出
▪ SNUR Significant New Use Rule	重要新規利用規則
▪ FIFRA Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act	殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法
▪ CPSC Consumer Product Safety Commission	米国消費者製品安全委員会
▪ CPSIA Consumer Product Safety Improvement Act	消費者製品安全改善法
▪ FDA Food and Drug Administration	米国食品医薬品局
▪ FDCA Federal Food, Drug, and Cosmetic Act	連邦食品・医薬品・化粧品法
▪ PBT Persistent, Bioaccumulative, and Toxic	難分解性、生体蓄積性および毒性を有する化学物質
▪ PIP(3:1) Phenol, isopropylated phosphate (3:1)	フェノール、イソプロピルリン酸(3:1)
▪ PFAS Pre-and polyfluoroalkyl substances	パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物
▪ CDR Chemical Data Reporting	化学品データ報告
▪ OSHA Occupational Safety and Health Administration	労働安全衛生局
▪ DOT Department of Transportation	運輸省
▪ SDS Safety Data Sheet	安全データシート
▪ UL Standard	UL規格
▪ HCS Hazard Communication Standard	危険有害性周知基準
▪ CAA Clean Air Act	大気浄化法
▪ CWA Clean Water Act	水質浄化法
▪ RCRA Resource Conservation and Recovery Act	資源保護回復法
▪ SPCC Spill Prevention, Control, and Countermeasure	漏れ防止・コントロールおよび対策に関する規制

化学物質の暴露リスクとは

化学物質の
暴露リスク



通常の暴露経路:

- 呼吸 (inhalation)
- 食物/飲料 (ingestion)
- 皮膚 (dermal)

X

リスク要素(例)

- Hazard Score
- Exposure Score
- Persistence & Bioaccumulation Score
(環境残留性・生物蓄積性)

暴露リスク

Risk

=

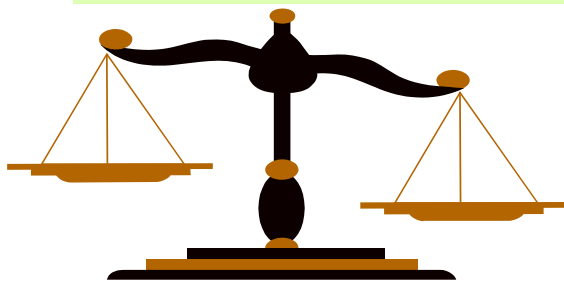
暴露量

Exposure

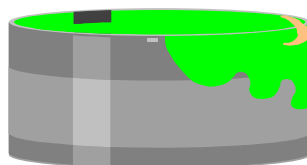
X

毒性

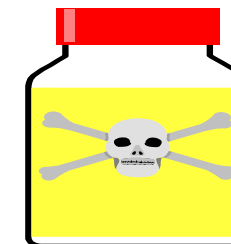
Toxicity



=



X




人への暴露 カリフォルニア州プロポジション65の場合

■ 暴露量の規定

- 発がん性物質
 - NSRL (No Significant Risk Level) 重大なリスクを生じないレベル
 - 単位: $\mu\text{g/day}$
- 生殖毒性を引き起こす物質
 - MADL (Maximum Allowable Dose Level) 最大許容投与量
(最大無毒性量の1/1000)
 - 単位: $\mu\text{g/day}$

■ セーフハーバーレベル

- 暴露量規定値の設定(安全値)
- 多くの物質に暴露量規定値が決定されていない!



暴露警告
ラベルなどでの対応

遡及法での罰則とは？

違反を初めて認識した時まで遡って罰則が科される。

■ EPA TSCA違反の場合

- 罰金例 = (1日あたり最高約420万円) × (違反日数)
(輸入品については別の方法で算定されます。)
- 民事罰または刑事罰が科される。
- 販売・流通停止されることもあり得る。
- 法規制遵守するための修復費用(例、設備投資等)
- 再発防止のための従業員の教育訓練
- コンプライアンス監査の実施等

TSCA違反事例

■ PMN(製造前届出)

- スキーワックス
 - PMN違反
 - 未承認PFAS含有
 - Civil penalty \$375,625 + 教育プログラムなどの実施

要注意点

■ SNUR(重要新規利用届出)

- 要注意:
 - 用途により成形品(製品)も対象になり得る。

■ PFASをより安全な化学成分リストから削除

- Fluorinated HDPE Industryなどへの影響
 - SNUR対象?

訴訟事例

- **米国地方自治体**

- PFASによる地下水汚染
- PFAS関連企業
- 暫定和解金額
 - 2023年6月上旬で100億ドル(約1兆4,000億円)を超える。

PFAS 有機フッ素化合物

- **PFAS Per-and polyfluoroalkyl substance**

- ペルフルオロアルキル化合物
- ポリフルオロアルキル化合物

- **特性**

- 撥水・撥油性、耐熱性、耐薬品性、耐候性、電気絶縁性、非粘着性、潤滑性など

- **用途**

- 電子、電機、通信、半導体、自動車、航空機、鉄道、医療機器、医薬品、建築、太陽光発電、
- 化粧品、食品、食品容器、泡消火剤など

EPAアクション

- **2000年**
 - TSCAでの規制
- **2006年**
 - グローバル・プロダクト・スチュワードシップ・プログラム(自主削減計画)
- **2019年**
 - PFASアクション計画
- **2021年**
 - PFAS戦略ロードマップ(2021年から2024年のアクション)
 - 研究 利用可能な科学的な研究・開発・イノベーションへの投資
 - 制限 人の健康や環境に与える悪影響を予防するための包括的なアプローチの探求
 - 汚染修復 汚染浄化の推進
- **2023年秋**
 - CERCLA 有害物質指定

スーパーファンド法 (CERCLA)

■ スーパーファンド法

- CERCLA (Comprehensive Environmental Response and Liability Act 包括的環境対策・補償・責任法) と SARA (Superfund Amendments and Reauthorization Act スーパーファンド修正および再授權法) の2つを合わせた規制の通称
 - ラブキャナル事件を契機に制定
- PFAS系汚染物質の浄化などの対策基金
- 2022年7月1日 スーパーファンド化学品物品税(連邦税)
 - 有害汚染サイトで責任者が特定できないときに使われる浄化費用基金
 - 42有害化学物質が対象
 - 対象化学物質 トン当たり0.5ドルから10ドル
 - 2031年12月31日失効予定

スーパーファンド法が適用されると・・・

■ PFOAとPFOSの有害物質指定

- PFOA ペルフルオロオクタン酸
- PFOS ペルフルオロオクタンスルホン酸

– 2023年8月最終規則の公示予定

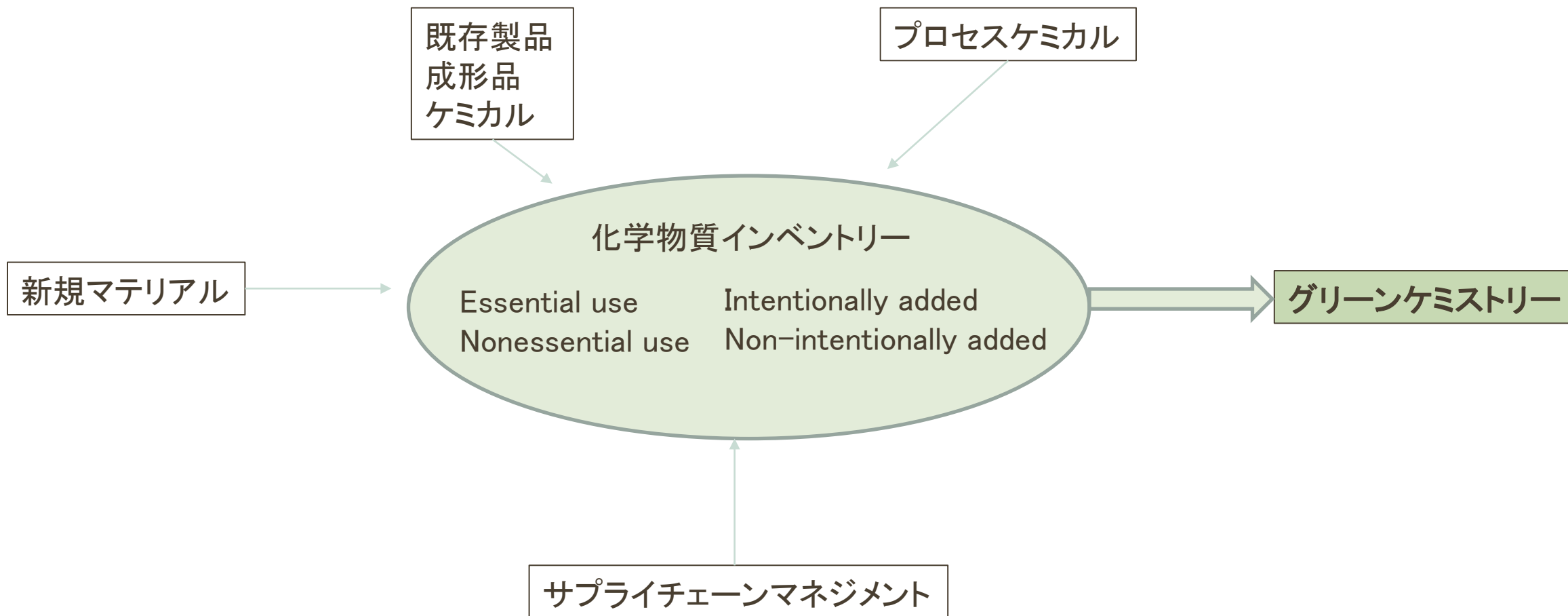
– PFOAとPFOSがスーパーファンド法有害物質リストに追加されると、どうなるか？

- 浄化指令を出すことが可能になるため、汚染浄化の速度が加速される。
- 浄化費用は関係機関や企業が負担することになる。
 - potentially responsible parties (PRP)
- 巨額な浄化費用
- 訴訟が多発する可能性

PFASケミカル情報伝達

ケミカルマネジメント

ホリスティック・アプローチ holistic approach 全体的、包括的アプローチ



コンプライアンスに何が必要か？

- 化学品または成形品？
- 用途は？
- プロセスでのPFAS使用？
- 使用場所？
- 含有量？
- 安全情報？
- 規制情報？

PFAS規制動向

- **EPA・PFAS報告**
 - 製造事業者
 - 輸入事業者
 - その他

- **州政府によるPFASの使用制限または使用禁止**

州レベル

■ これまでに 少なくとも8 つの法案が成立しました(2023年6月8日時点)

- インディアナ州	House Bill 1341	PFAS-free firefighter gear
- メリーランド州(2件)	SB0158 & HB0319	Pesticides - PFAS Testing – Study
- ミネソタ州	HF 2310	PFAS Product Ban
- ニューヨーク州	AB 994	Prohibits the use of perfluoroalkyl and polyfluoroalkyl substances in apparel and outdoor apparel for severe wet conditions
- オレゴン州	SB 543	Food containers containing
- メイン州	LD 1503	An Act To Stop Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances Pollution
- ウェストバージニア州	HB 3189	PFAS protection act

■ 要注意州

- カリフォルニア州、インディアナ州、メイン州、メリーランド州、ミネソタ州、ニューヨーク州、ワシントン州など

州レベルでの規制動向

州名	食品接触材 (容器包装、調理器具も含む)	泡消火剤	化粧品	カーペット・ラグ (防汚や防水等の トリートメントも含む)	繊維製品 (アパレルも含む)	子供用製品	衛生材	製品登録など
米国北東部の州								
メイン	○	○	○	○				○
ニューハンプシャー		○						
バーモント	○	○			○		○	
マサチューセッツ								
ロードアイランド	○							
コネチカット	○	○						
ニューヨーク	○	○		○	○			○
ニュージャージー								
ペンシルベニア		○						
米国中西部の州								
ミシガン		○						
オハイオ		○						
インディアナ		○						
ウイスコンシン		○	○					
イリノイ		○						
ミネソタ	○	○	○	○	○	○		
アイオワ								
ミズーリ								
ノースダコタ								
サウスダコタ								
ネブラスカ								
カンザス								

州名	食品接触材 (容器包装、調理器具も含む)	泡消火剤	化粧品	カーペット・ラグ (防汚や防水等の トリートメントも含む)	繊維製品 (アパレルも含む)	子供用製品	衛生材	製品登録など
米国南部の州								
デラウェア		○						
メリーランド	○	○	○					
ワシントンD.C.								
ウエストバージニア								○
バージニア		○						
ケンタッキー		○						
ノースカロライナ		○						
サウスカロライナ								
ジョージア		○						
フロリダ								
テネシー								
アラバマ								
ミシシッピ								
アーカンソー		○						
ルイジアナ		○						
オクラホマ								
テキサス								
米国西部の州								
モンタナ								
ワイオミング								
コロラド	○	○			○			
ニューメキシコ								
アイダホ								
ユタ								
アリゾナ								
ワシントン	○	○	○	○				○
オレゴン	○		○	○		○		
ネバダ		○						
カリフォルニア	○	○	○	○	○	○	○	○
アラスカ								
ハワイ	○		○					

PFAS対応事項と要点および注意事項

対応事項	開始時期	要点および注意事項
① 製品用途情報登録	2023年6月より	<ul style="list-style-type: none">● EPA 2023年秋に最終規制公表後、データ集開始予定 成形品も対象● メイン州 データベース登録 (ほかの州でも検討されている)
② PFAS使用制限・使用禁止	始まっている	州ごとでの対応。 カーペット・ラグや泡消火剤では既に使用禁止になっている州もある
③ PFOAとPFOS汚染の浄化	2023年夏以降の見込み	<ul style="list-style-type: none">● (連邦レベル) スーパーファンド法で有害物質と指定されてから対応がはじまるが、行政手続きなどでの時間がかかるため運用されるまでにはかなりの時間を要する● (州レベル) 多数の米国自治体が水質汚染で企業を訴訟している。
④ 健康被害に関連する訴訟	始まっている	事例、PFAS製造施設を発生源とする飲料用地下水に含まれるPFASの浄化関連の訴訟が起こったが、裁判の途中で和解されている。高額の和解金が支払われた。今後、訴訟数が増えることが予想される。

対策とアクション

■ 1. 使用・用途情報の把握

- 自社製品で、いつ、どこで、どのPFASが使用されたか。
 - 製品 vs. プロセス
- または使用されているのか？
- 自社製品での極めて重要な(クリティカルな)用途の洗い出し
- PFAS代替使用が可能な用途か否か？その理由の把握
- サプライヤーからの化学物質情報伝達の見直し

● 2. ビジネスリスクの管理

- 自社製品からPFASがリリースされる状況の把握
- PFASのリリースの抑制策(暴露の低減策など)

対策とアクション

■ 3. 法規制の動向把握

- 使用禁止PFAS情報の把握(化学物質名、CAS番号、可能であれば含有量)
- 用途情報の把握
- 用途対象の場合、代替品の可能性の可否を把握し、対策を検討
 - 代替品が無いとき、エッセンシャルユーズ(重要な用途としての適用除外や執行猶予)の申請の可能性等を検討する。その時に、PFAS使用の必要性、代替品がないことの説明、社会経済やビジネスに与える影響などの説明が必要になると考える。
- 規制や規制動向から規制の対象製品の用途や規制開始時間を予想して、現在すべきことを理解し、準備を行う。

サプライチェーンマネジメント事例

■ IMDS (International Material Data System)

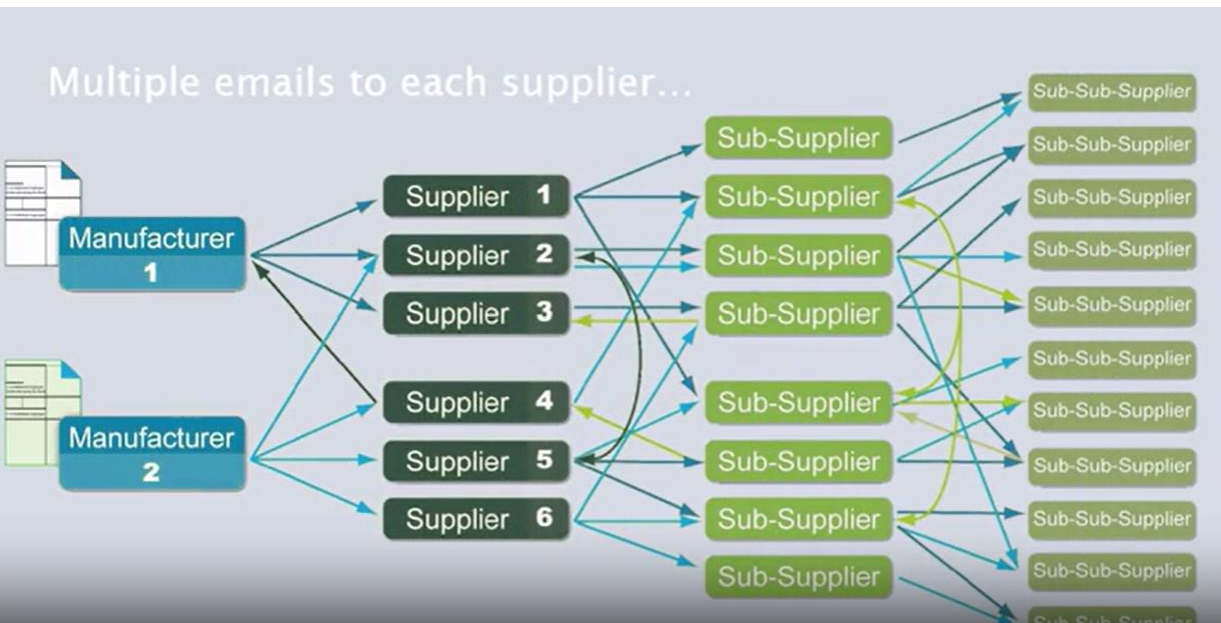
- 自動車産業向けマテリアルデータシステム
- <https://www.mdsystem.com/imdsnt/startpage/index.jsp>

■ 米国IPC 1752A規格 マテリアル・デklarレーション・マネジメント・スタンダード

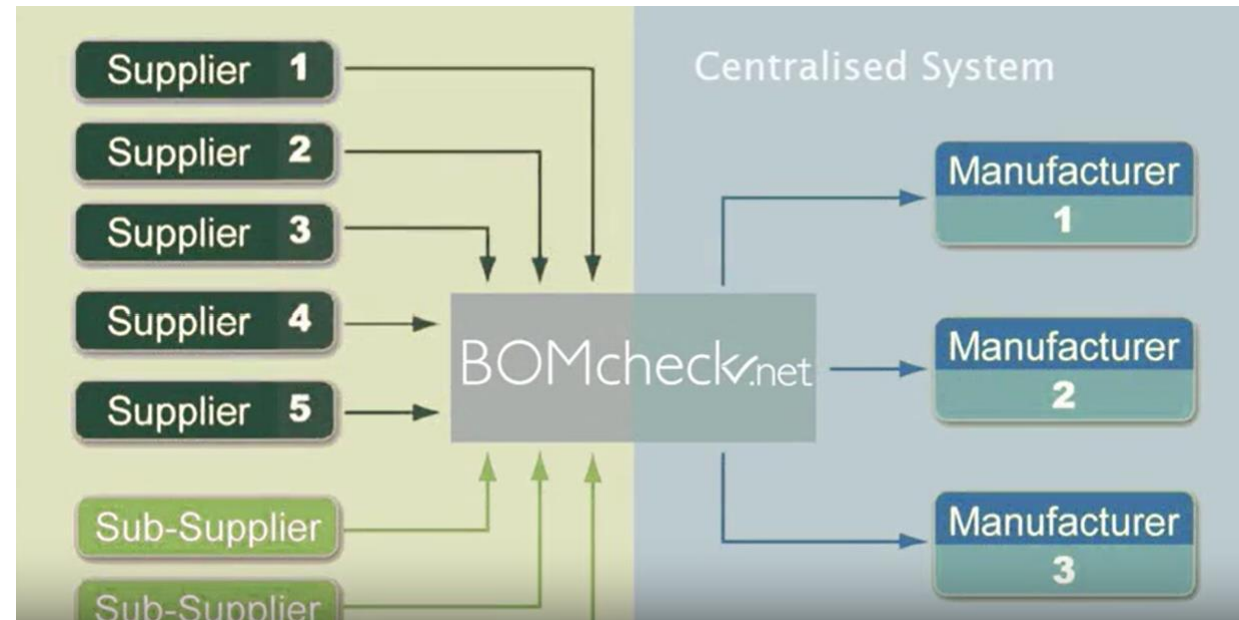
- 電子、電機、医療機器、機械などの産業向けマテリアルデータシステム
- 14社のベンダーが成形品に含有する化学物質情報伝達支援サービスを提供
- <https://www.ipc.org/ipc-1752a-verified-solution-providers>
- BOMcheckはCOCIR（欧州放射線医用電子機器産業連合会）とメンバー企業であるシーメンス社、フィリップス社、GE社などの協働により開発されたマテリアルデータシステム
運用実績約は15年
TSCA (PIP(3:1)/PFAS)、カリフォルニア州プロポジション65、欧州REACH、SCIPなどにも対応
<https://sphera.bomcheck.com/ja/>

サプライチェーンマネジメント

階層的アプローチ
Old

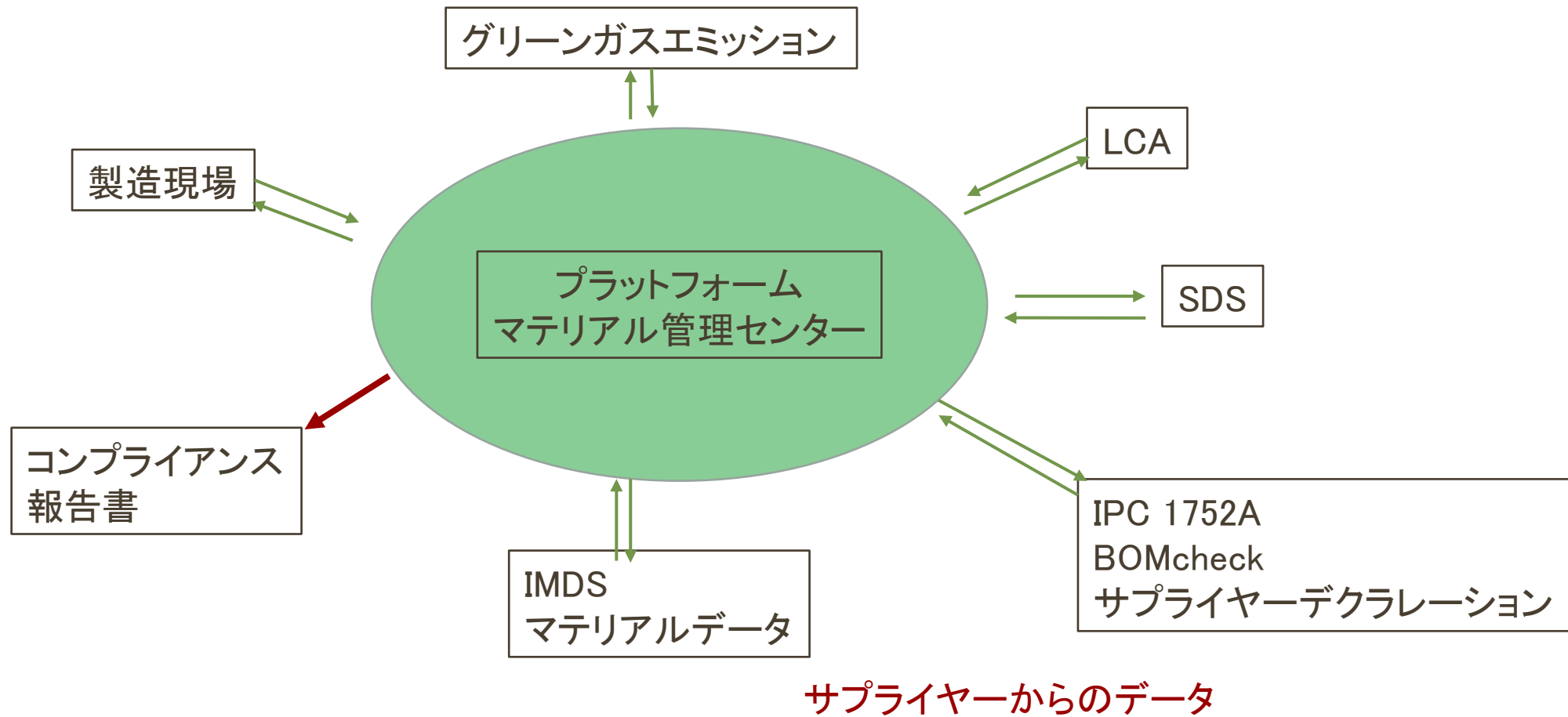


ホリスティック アプローチ
包括的アプローチ
New

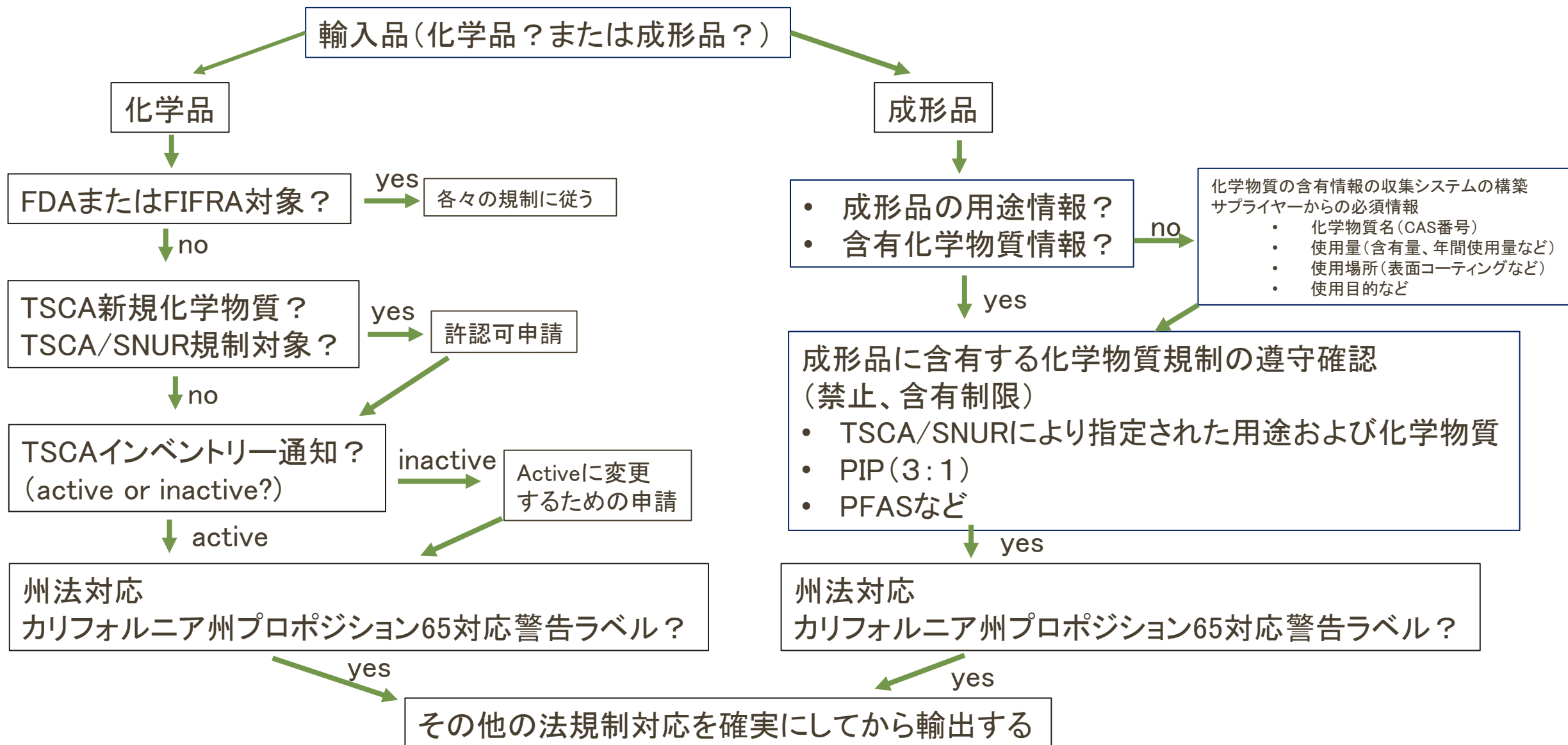


(出所: <https://sphera.bomcheck.com/#>)

IPC 1752A使用データベースプラットフォーム(例)



簡易コンプライアンス診断



最後に

- PFASの規制は厳しくなります。
- 成形品に含有するPFAS規制も厳しくなります。
- PFASの訴訟も増えると思います。
- コンプライス(法令遵守)にはサプライチェーンマネジメントが必要になります。
- 成形品に含有する成分情報の把握は必須になります。
- 貴社の現状を把握し、化学品および成形品のコンプライアンスのためのシステムの導入をお勧めします。

ご質問いただきました件について回答いたします。
なお、後日メールでご質問していただいても差し支えございません。

Q&A

お問い合わせ

- **エンバイロメント・ジャパン株式会社 代表**

玉虫完次 (Kanji Tamamushi, Ph.D.)

- エンバイロメント・ジャパン株式会社代表 海外法規制・成形品含有化学物質規制および化学品規制コンプライアンスコンサルタント
- BOMcheck (ボムチェック)マーケティングマネージャー
- Sphera Solutions スフェラソリューションズパートナー(日本語対応マルチ言語およびグローバルSDS規制準拠SDS作成ソフトの普及担当)
- JETRO 2023年度新輸出大国コンソーシアムパートナー

- **〒175-0094 東京都板橋区成増2丁目6-9**

- **TEL: 090-1212-1476**

- **K.tamamushi@ejkk.co.jp**

- **<http://www.EJKK.co.jp>**

- **<http://BOMcheck.net>**

サプライチェーン マネジメント

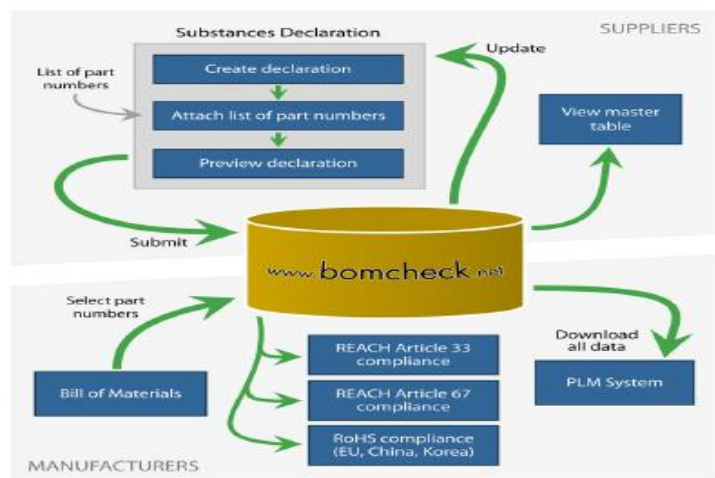
シンクステップ・コンプライアンス社が運営するBOMcheck（ボムチェック）は世界第2位の規模になりました。欧米ビジネスには必要なビジネスツールになっています。

BOMcheckは、欧州規制であるRoHS、REACH、電池指令などを遵守する目的で欧米大手電機電子機器メーカーおよび欧州工業会が協力して、電気・電子部品に含有する化学物質情報を共有化する目的で構築されました。（現在では、カリフォルニア州プロポジション65にも対応しています）

欧米大手電子電気機器メーカーを含む1,000社がBOMcheckを導入した結果、現在10,000社のサプライヤーがBOMcheckを利用して化学物質情報をメーカーに提供しています。（2019年8月時点）

BOMcheck代表 Dr. Aidan Turnbull 博士は、米国規格IPC1752Aサプライヤーデklarレーションの共同議長およびIEC62474サプライヤーデklarレーション・リージョナル・コーディネーターに任命されています。

BOMcheckのお問い合わせはエンパイロメント・ジャパンまでご連絡下さい。



BOMcheck.net

Substances Declarations and Conflict Minerals Web Database

Join thousands of companies worldwide who are using BOMcheck to provide standardized, high quality declarations for millions of parts



エンパイロメント・ジャパン株式会社

〒175-0094
東京都板橋区成増2丁目6-9
Tel: 090-1212-1476
Email: k.tamamushi@ejkk.co.jp
http://www.EJKK.co.jp
https://www.bomcheck.net/en

Environment Japan K.K.

エンパイロメント・ジャパン株式会社



国際的・ビジネス・コンサルタント
海外化学品規制・環境規制・製品規制
海外進出支援アドバイザー



エンバイロメント・ジャパンについて

エンバイロメント・ジャパン株式会社（EJKK）は、2010年に欧米系大手環境コンサルティング会社であるエンバイロン・インターナショナル社（現ランポール社）の支援を受けて東京に設立しました。

海外化学物質規制のエキスパートであるEJKKは、ランポール社、シンクステップ・コンプライアンス社（BOMcheck）*等と提携し、最高水準の専門知識を駆使するコンサルティング・サービスを提供します。（*BOMcheck部門は、2015年にランポール社からシンクステップ社に譲渡されました。）

代表者略歴

- 米国化学学会ケミカル・アブストラクツ・サービス（CAS）社、日系大手電機メーカー、米系大手化学品・消費財メーカー、Tamamushi Environmental Consulting Inc.設立（米国シカゴ）、欧米系エンバイロン・インターナショナル社（現ランポール社）を経て、EJKK設立
- 米国バンダービルト大学大学院 Ph.D. (化学)
- 米国ケンタッキー・ウエズリアン大学 B.S. (化学)
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）
新輸出大国エキスパート（2016～2019年）
中小企業海外進出支援業務

世界に広がるネットワーク



サービス

化学品・製品の海外法規制コンプライアンス支援 申請書作成・代行サービス

- 米国改正TSCA対策
インベントリー・リセット、CDR報告書
- 米国EPA/TSCA 新規化学物質申請（PMN, LVE, SNUN等）
商業用化学物質：インク、トナー、塗料、接着剤、溶剤、レジン、剥離剤、重合開始剤、洗浄剤、セメント、吸着剤、セラミックス、ナノマテリアル等
- 米国EPA/FIFRA 申請
殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤、除菌剤等
- 米国FDA申請
食品、食品添加物、医薬品、医療機器、化粧品、保湿剤、シャンプー、歯磨き粉等
- 米国GRAS認証（FDA食品添加物審査パネル運営）
食品添加剤など
- 米国OSHA/HCS … SDS, GHS対応ラベル
- カリフォルニア州プロポジション65暴露警告ラベル
- カナダ化学品規制対応支援等

欧州REACH規則・RoHS指令対策

- REACH・RoHS対策（OR支援を含む）
- 殺生物性製品規則（BPR）対策
- BOMcheck（ボムチェック）による規制適合対策

米国法令違反対応修復

- 米国EPA/TSCA・FIFRA等の違反対策
- EPAおよび弁護士との交渉
- 罰金減額対策

海外ものづくり支援

- 企業の海外進出…許認可申請
- 企業買収（M&A）時の環境デューデリジェンス
- EHS環境・安全・衛生法規制コンプライアンス監査
- 現地工場での内部監査代行サービス

海外法規制適合性調査（コンプライアンス診断）

- 化学品規制診断
米国化学品輸入規制、プロポジション65等
- 電子・電気機器・計測器など（部品を含む）
プロポジション65、労働安全衛生法、機械安全（OSHA/PL）等
- 消費者製品関連規制調査
- 海外工場のコンプライアンス診断
環境・安全・衛生・化学物質・廃棄物管理

教育・トレーニング・研修・人材育成

- 海外法規制セミナー
米国EPA・OSHA規制対策
米国GHS対応SDS、ラベル対策
カリフォルニア州プロポジション65対策
カナダ化学品登録対策
欧州REACH/RoHS対策
- 海外ビジネス人材育成
- 海外環境監査トレーニングコース
内部監査人養成
環境マネジメントシステムマニュアル作成
- BOMcheck（ボムチェック）導入コース
- 海外展示会準備コース
- 社員研修
研究開発者のための海外化学物質規制研修
化学品規制を理解するための英語研修

ODA開発コンサルティング

- 案件化・普及・実証調査（中小企業支援型）

海外出張支援

- 現地コンプライアンス診断
- 内部監査代行サービス（英語）
- 海外工場EHSトレーニング
- 海外運営支援（英語）

